七　国立国会図書館

対象施設の敷地	東京都千代田区	永田町一丁目十番
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	永田町一丁目一番、七番、八番、十番及び十一番、永田町二丁目一番、八番、十六番、十七番、十九番及び二十番、隼町三番及び四番並びに平河町二丁目七番及び十一番から十六番まで

備考

一　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

二　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

参議院

告示

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年四月七日

参議院議長　山崎　正昭

一　国会議事堂（参議院所管部分）

対象施設の敷地	東京都千代田区	永田町一丁目七番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	永田町一丁目、永田町二丁目一番から三番まで、五番から十番まで及び十六番から二十番まで、霞が関二丁目、隼町四番並びに平河町二丁目十六番

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を参議院に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二　参議院議員会館

対象施設の敷地	東京都千代田区	永田町二丁目一番及び二十番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	永田町一丁目一番、三番から五番まで、七番、八番、十番及び十一番、永田町二丁目一番から三番まで及び五番から二十番まで、隼町四番、平河町二丁目五番から七番まで及び十三番から十六番まで並びに紀尾井町一番
	東京都港区	赤坂二丁目一番

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を参議院に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三　参議院第二別館

対象施設の敷地	東京都千代田区	永田町一丁目十一番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	永田町一丁目七番、八番、十番及び十一番、永田町二丁目一番、八番、九番及び十五番から二十番まで、隼町三番及び四番並びに平河町二丁目一番及び五番から十六番まで

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を参議院に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間は、対象施設周辺区域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四　参議院議長公邸

対象施設の敷地	東京都千代田区	永田町二丁目十八番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	永田町一丁目七番、十番及び十一番、永田町二丁目一番、七番から十番まで及び十二番から二十番まで、紀尾井町一番から四番まで、隼町三番及び四番並びに平河町二丁目四番から十六番まで
	東京都港区	赤坂三丁目一番から四番まで、七番から十一番まで及び十六番から二十一番まで並びに元赤坂一丁目一番及び二番

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を参議院に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。